

議案第 6 4 号

平成 1 8 年度川崎市病院事業会計補正予算についての市長の専決処分の
承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

平成 1 9 年 5 月 2 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成19年 3 月 3 0 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成18年度川崎市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成18年度川崎市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度川崎市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 病院事業収益	29,624,802千円	354,288千円	29,979,090千円
第1項 医業収益	23,802,984千円	354,288千円	24,157,272千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支		出	
第1款 病院事業費用	31,537,129千円	354,288千円	31,891,417千円
第1項 医業費用	30,041,294千円	354,288千円	30,395,582千円